

# 交通安全 コラム

vol.61

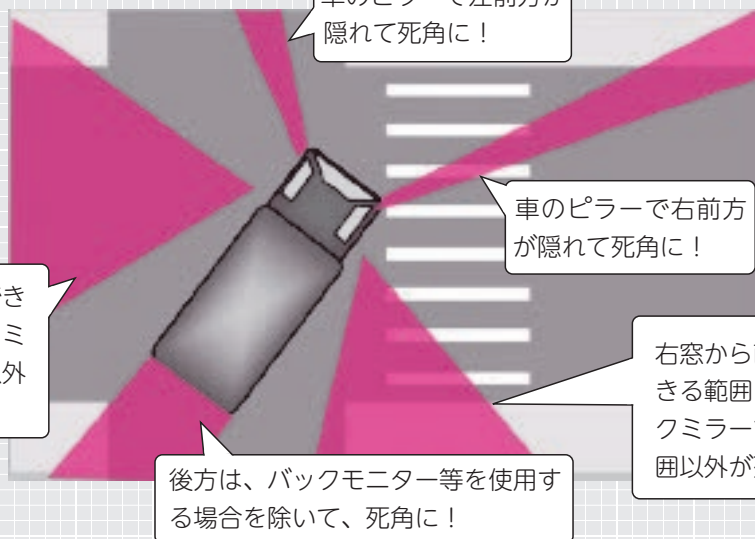
大丈夫？

## 車の死角に入っていないですか？

⚠ 貨物車の死角、こんなに見えてないんです！



住民課  
くらしの安心・安全係  
☎ 85-8171



※  
は死角を表す

左窓から直接目視できる範囲と、左バックミラーで見える範囲以外が死角に！

車のピラーで右前方が隠れて死角に！

右窓から直接目視できる範囲と、右バックミラーで見える範囲以外が死角に！

後方は、バックモニター等を使用する場合を除いて、死角に！



例えば、右の写真のこの位置だと自転車は右側のトラックの運転席からは死角に入っているんだね。

信号が青でもすぐに渡らずに、他の車の動きや、自分の安全を確認してから横断しましょう！



**車の死角を理解した運転を心掛けましょう！**

「定期しぼりなし」が

「解約するまで続く定期購入」だったなんて

**消費生活コラム** vol.67  
注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

事例



スマートフォンで動画を視聴していたところ、「一粒飲めば痩せる」と宣伝されたサプリの動画広告が表示され興味を持った。事業者のサイトに遷移し、初回お試し価格約 900 円で「定期縛りなし」と書かれたダイエットサプリを購入した。商品が届き納品書を確認したところ、次回お届け予定日が書かれており、その時初めて定期購入だと分かった。試しに飲んでみて定期購入を改めて注文すると思っており、解約しなければ次も届くとは思っていなかった。解約したい。(当事者：50 歳代)

ひびく助言



- ★「定期縛りなし」や「回数縛りなし」という広告は「1 回限り」という意味ではなく、「最低購入回数の指定がない契約」（いつでも解約できる定期購入）である可能性がありますので契約時には注意が必要です。
- ★インターネット通販では注文する際に必ず、最終確認画面（契約条件が記載されている画面）で、定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、2 回目以降の代金等の販売条件や、解約条件を確認しましょう。
- ★最終確認画面に必要な表示がなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示だった場合は、申し込みを取り消せる場合があります。最終確認画面はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- ★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

(佐賀県消費生活センター ☎ 0952-24-0999、消費者ホットライン ☎ 188)

(参考：独立行政法人国民生活センター 2025 年 1 月 31 日発表情報より)